

# 街路樹整備ガイドライン



令和4年3月作成  
令和6年2月改定

横須賀市 建設部

# 横須賀市街路樹整備ガイドライン

## まえがき

### (1) 街路樹の必要性

#### ・街路樹の法令上の位置づけ

法令の位置づけとしては、道路法第2条の2に「道路の付属物」として道路管理者が設ける「並木」である。道路構造令第11条の4には、第4種第1級※1及び第2級※2の道路には、「植樹帯」を設けるものとしている。(やむおえない場合においてはこの限りでない。) ※1—市町村道は交通量10000台以上/日 ※2—4000台以上10000台未満/日

#### ・街路樹の機能

街路樹のもつ機能は様々あります。

- ① 環境保全機能 — 大気の浄化、自動車等騒音の抑制
- ② 景観向上機能 — 色合いや形状による景観の向上、目隠し要素
- ③ 緑陰形成機能 — 日陰の形成、道路等の冷却
- ④ 交通安全機能 — 視線誘導、乱横断防止効果
- ⑤ 防災対策機能 — 風速低減、火災の延焼防止

### (2) 街路樹整備ガイドラインの目的

横須賀市が管理している街路樹の多くが、植樹から40年以上を経過しており、老木化が進んでいます。またその他においても、大径木化、根上がりによる通行障害などの様々な課題があり、近年の台風や大雨等の異常気象の際には倒木等も発生しています。

今後、さらに人口減少が進み、税収及び職員数が減ることも予想されるため、限られた財源の中では、今まで通りの維持管理を行うことは大変厳しい状況です。

そのため、これらの課題を解決し、街路樹管理における取組を再構築し、必要などころに必要な財源を行きわたらせるためのガイドラインです。

### (3) 街路樹整備ガイドラインの構成

- 様々な課題から導くこれからの街路樹のあるべき姿 —
  - 1. 横須賀市が考える道路植栽に対する方策 …P2
- 現状評価の方法と取組の方向性 —
  - 2. 評価方法と評価フロー …P3~P4
- 再整備や新設時の基準 —
  - 3. 街路樹の植栽に関する基準等 …P5~P9
- 横須賀市に適した街路樹の選定 —
  - 4. 横須賀市の街路樹リスト …P10~P11



# 横須賀市が考える道路植栽に対する方策

## 課題①

歩道の有効幅員の不足  
(代表的な路線:池上中学校前通り  
浦賀野比線など)

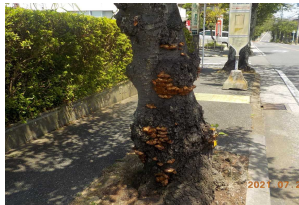


## 方策①

狭い歩道における道路植栽の間引き・撤去による幅員確保

## 課題②

樹木の老朽化や生育不良による倒木・落枝の危険性  
(代表的な路線:湘南鷹取団地線  
根岸東逸見線など)



## 方策②

老朽化、枯死した樹木の撤去・若木への更新

## 課題③

道路植栽による視認性の低下  
(代表的な路線:湘南鷹取団地線  
久里浜田浦線など)

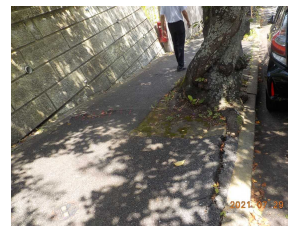


## 方策③

間隔が密な並木の間引き、標識・照明灯・交差点付近の植栽撤去による視認性向上  
(5mおきの植栽→10mおきの植栽)

## 課題④

樹木の太径木化による建築物への支障、根上がりの発生、管理費の増大  
(代表的な路線:湘南鷹取団地線  
野比北武線など)



## 方策④

大径木化、根上がりしにくく、管理コストの小さい樹種への植え替え  
(ソメイヨシノ→ハナミズキ等)

## 課題⑤

中央分離帯における潜在的危険の存在  
(代表的な路線:よこすか海岸通り)

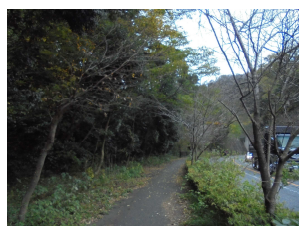


## 方策⑤

中央分離帯植栽と同程度の機能をもつ構造物に変更  
(眩光防止板への変更など)

## 課題⑥

近隣の樹木との競合による生育不良、樹勢悪化、劣勢木化  
(代表的な路線:坂本芦名線  
吉井桜が丘線など)



## 方策⑥

公園や学校など植栽された土地や森林地帯に隣接した道路における植栽の撤去

## 重点的に管理していく街路樹

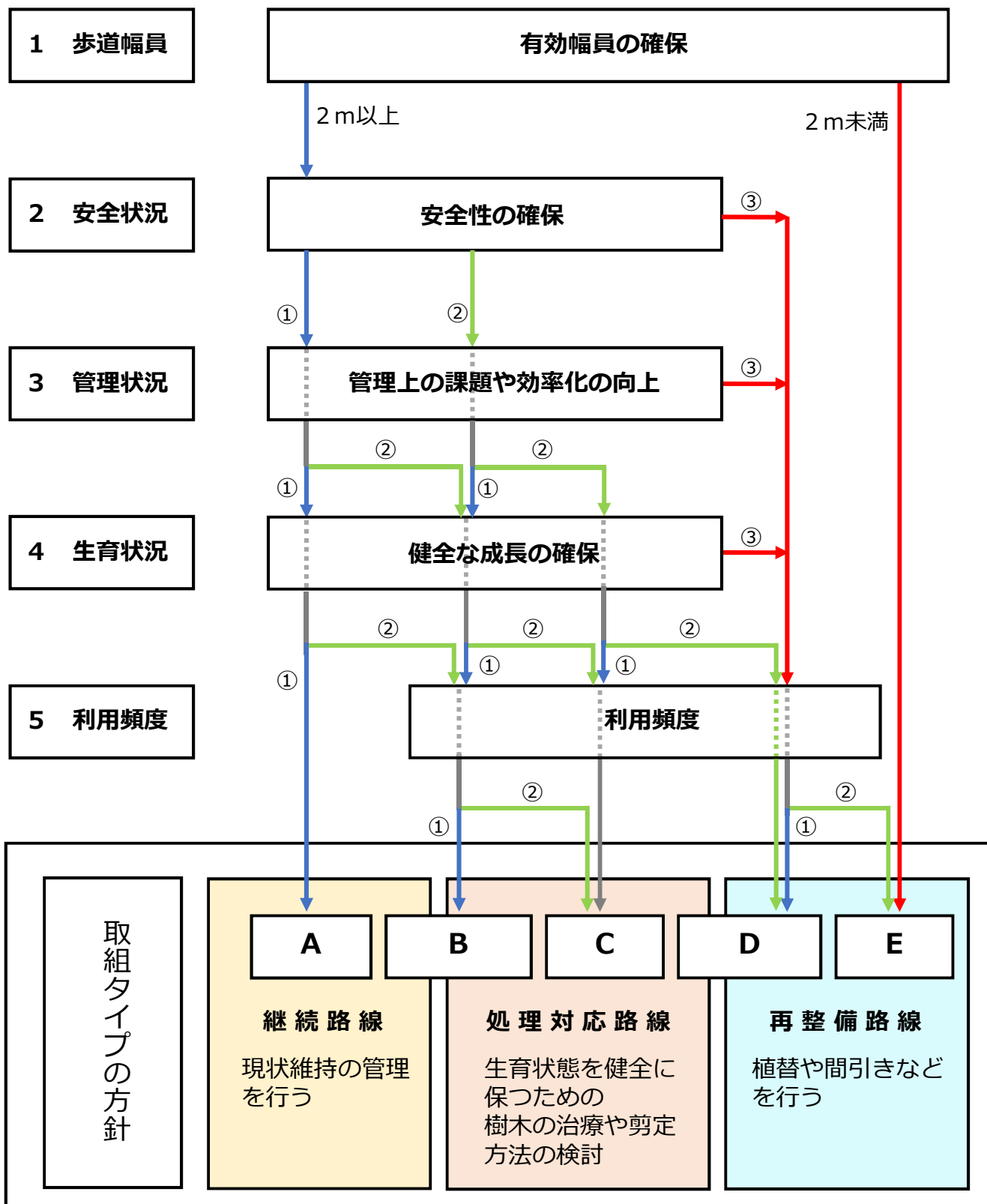
市の顔となるようなシンボルロードでは、樹木は景観や緑陰の形成など都市環境の向上に不可欠なものとして位置づけ、重点的に維持管理を行っていく  
(シンボルロード:よこすか海岸通り、YRP通り)



# 評価フロー図

評価方法（別紙）による判断基準

- すべて1 : ① →
- 2がある : ② →
- 3が1つでもある : ③ →



※BとDに分類される路線については、路線の性質等を検討し判断する。

## 評価方法

項目	要素	評価方法	判断基準	矢印
1 歩道幅員	道路状況	道路幅員が確保されているか	2 m以上 2 m未満	→ →
2 安全状況	通行の確保	根上り等による障害の発生の有無	1 : 発生なし 2 : 通行には支障はない 3 : 通行に支障がある	全て1 → 2が ある → 3が ある →
	交差点付近等における視認性	交差点や横断歩道付近の見通しの良し悪し	1 : 見通しは良い 2 : 将来的に問題が生じる可能性あり 3 : 安全上問題がある	
	老木化、枯死	落枝・倒木の危険性の有無	1 : 危険性は無い 2 : 将来的に危険性がある 3 : 危険性が高い	
3 維持管理状況	維持管理上の課題	落葉処理・剪定が適正に行われているか	1 : 問題はない 2 : 苦情等の発生がある 3 : 管理負担や苦情の発生頻度が高い	全て1 → 2が ある → 3が ある →
	大径木化	大径木であるか(幹回り90cm以上)	1 : 大径木になる可能性は低い 2 : 10年以内に大径木 3 : すでに大径木化	
4 生育状況	健全な成長の確保	生育環境は問題ないか	1 : 問題はない 2 : やや課題がある 3 : 生育不良(先枯れ、枯死など)がある	全て1 → 2が ある → 3が ある →
		建築物や道路構造物との干渉	1 : 問題はない 2 : 将来的には課題が生じそうである 3 : すでに問題がある	
5 利用頻度、重要度	歩道の利用頻度、重要度	歩道の利用上重要である路線や利用頻度はどうか	1 : 利用頻度があまり多くない(山間部、工業地帯を除く) 2 : 人の集まる施設付近、または歩行者の通行量が多く(500人/日以上)、利用頻度が高い	→ →

## 街路樹の植栽に関する基準等

### 1. 植樹帯・植樹樹

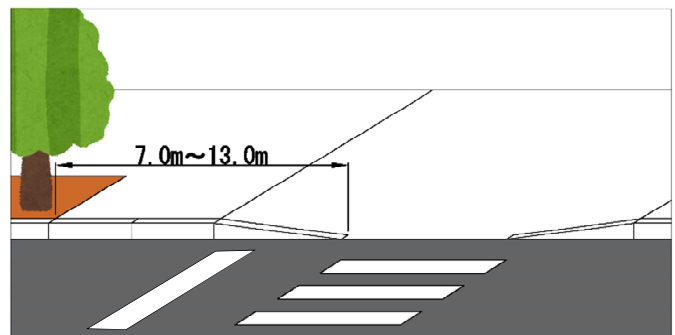
- 歩道幅員 3.0m以上の道路には、歩行空間の有効幅員 2.0m以上を確保すれば植樹帯等を設置することができる。歩道幅員 3.5mの道路では植樹幅員 1.5mを標準とする。

設置する形状は中高木、低木が混在する場合は帯状の植樹帯の設置とし、中高木のみ又は低木のみの場合は、柵形状の植樹樹も設置できる。



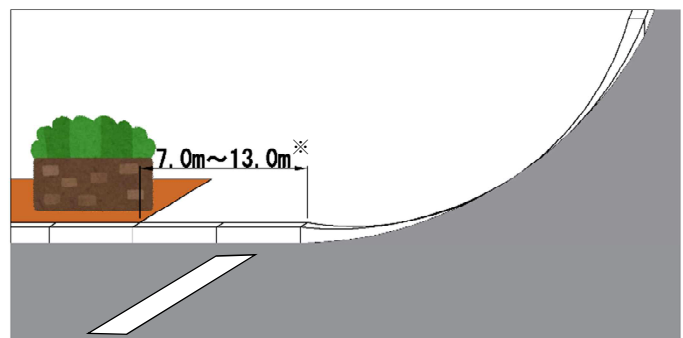
- 横断歩道及び歩道出入口付近については、横断歩道及び歩道出入口の端部から、下の視距を確保できる距離をとり植樹帯等を設置する。

制限速度 40 km以下の場合 7m、制限速度 50 kmの場合 10m、制限速度 60 km以上の場合 13m



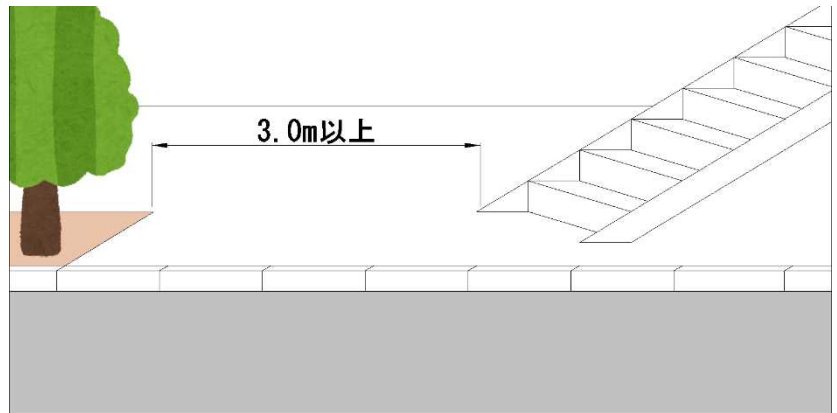
交差点付近での植樹帯等についても、視距を確保するため同様に距離をとる。

- ※ 交差点付近では直線部の端部から、停止線がある場合は停止線から距離をとる。



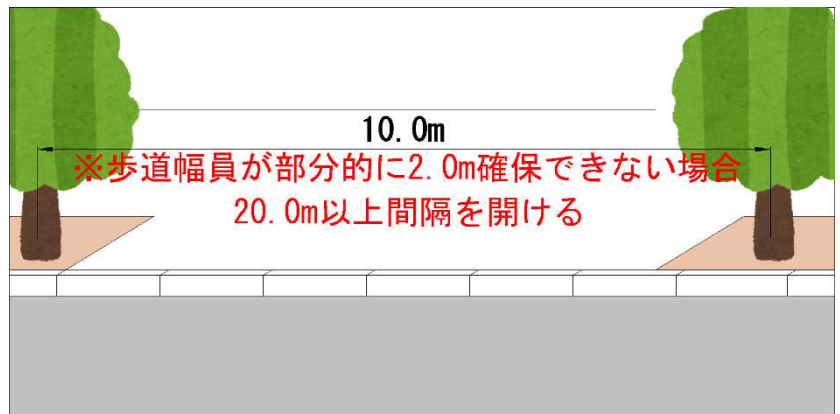
上の植樹帯を設けない区間は必要に応じて横断防止柵等を設置する。

- ・横断歩道橋、地下横断道及び歩道等の通行が多い場所については、通行の支障にならないよう、これらの昇降口から3 m以上離して植樹帯等を設置する。

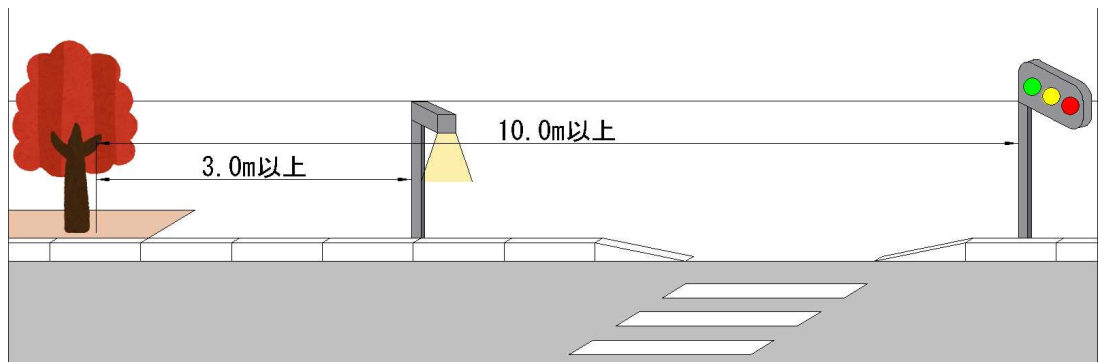


## 2. 街路樹

- ・中高木の植栽間隔は 10mを標準とする。また、自然仕立てにおいて大きい樹冠幅となるときや樹種、路線状況、周辺環境に配慮する必要がある場合は、その状況に応じた植栽間隔とすることができる。状況により植樹帯部分の歩行空間が幅員 2.0m以上確保できない場合は 20m以上の間隔が望ましい。

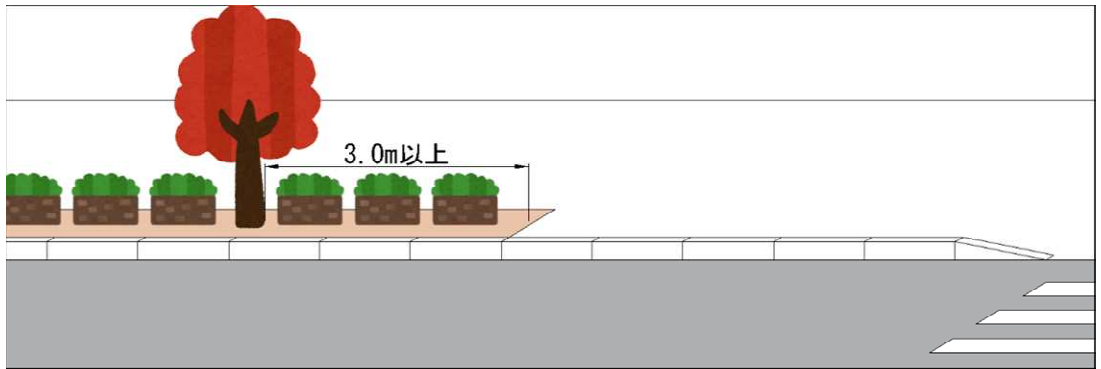


- ・信号柱付近については見通しを確保するため、信号柱の手前 10m以内の範囲は中高木の植栽を行わない。また、信号柱以外の電柱、街路灯等の道路占用物や標識等はその施設との競合を避けるため3 m以上離して植栽する。

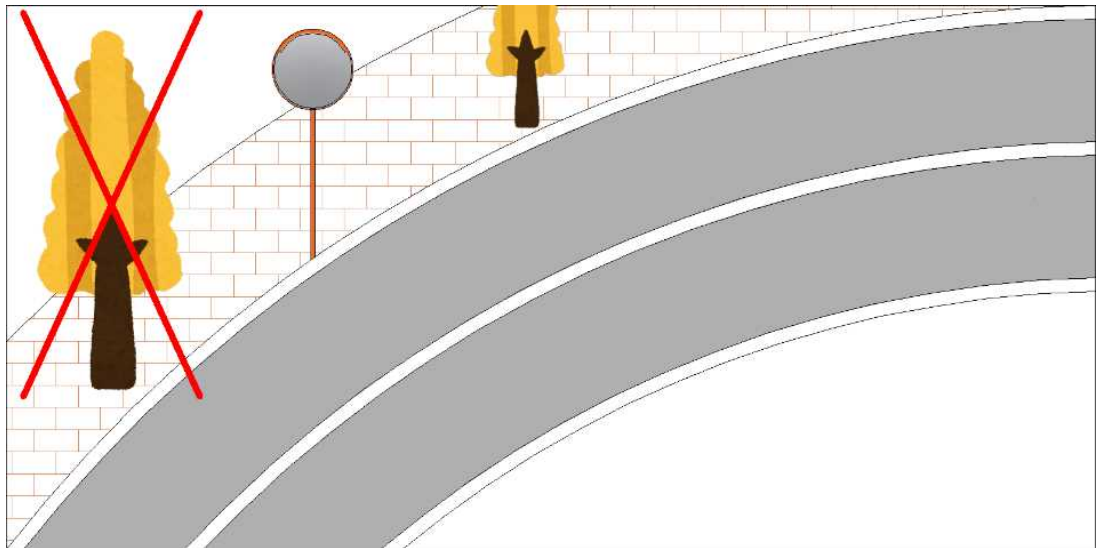




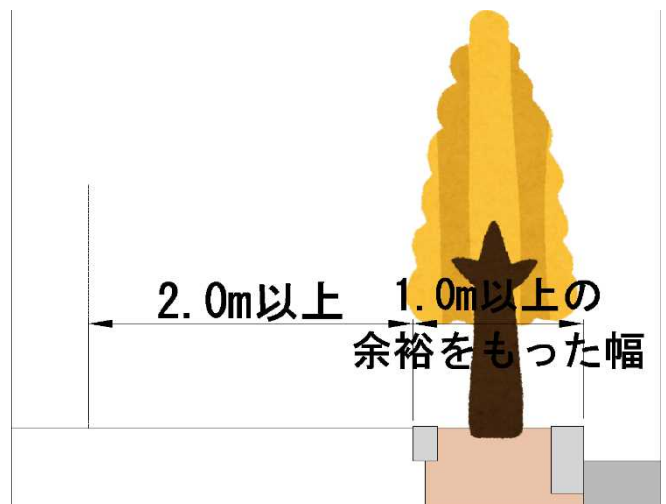
- ・中高木を植栽する際には、植樹帯の起点終点から3 m間隔を空ける。また、その間には低木は植栽することができる。



- ・カーブミラー付近はミラーによる視認を支障する位置に中高木の植栽は行わない。

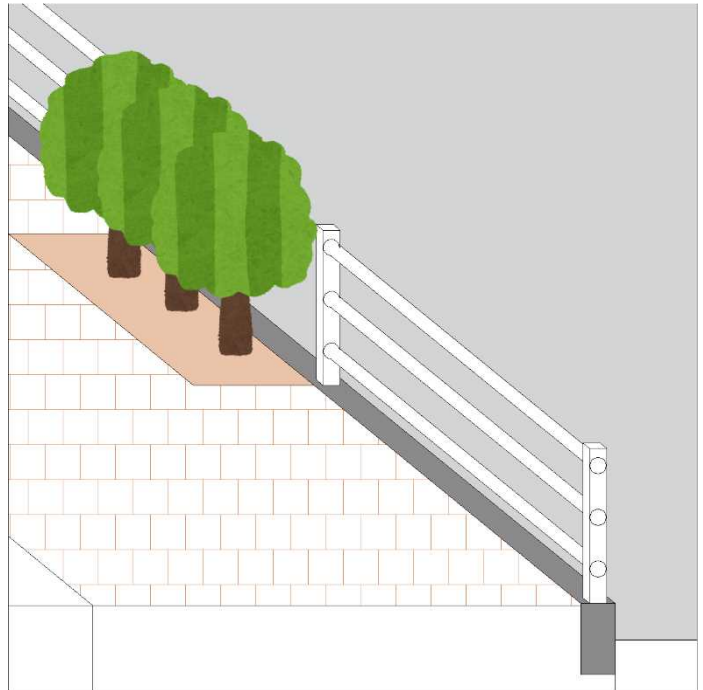


- ・植樹帯等には、街路樹（中高木）を植栽することができるが、その際には植樹帯等は1.0m以上の想定される樹径より余裕をもった幅とし、将来的に根上がりや、大径化による影響を考慮した樹種選定を行う。





- ・横断防止柵等が設置してある箇所には原則として低木を設置しないものとする。



### 3. その他

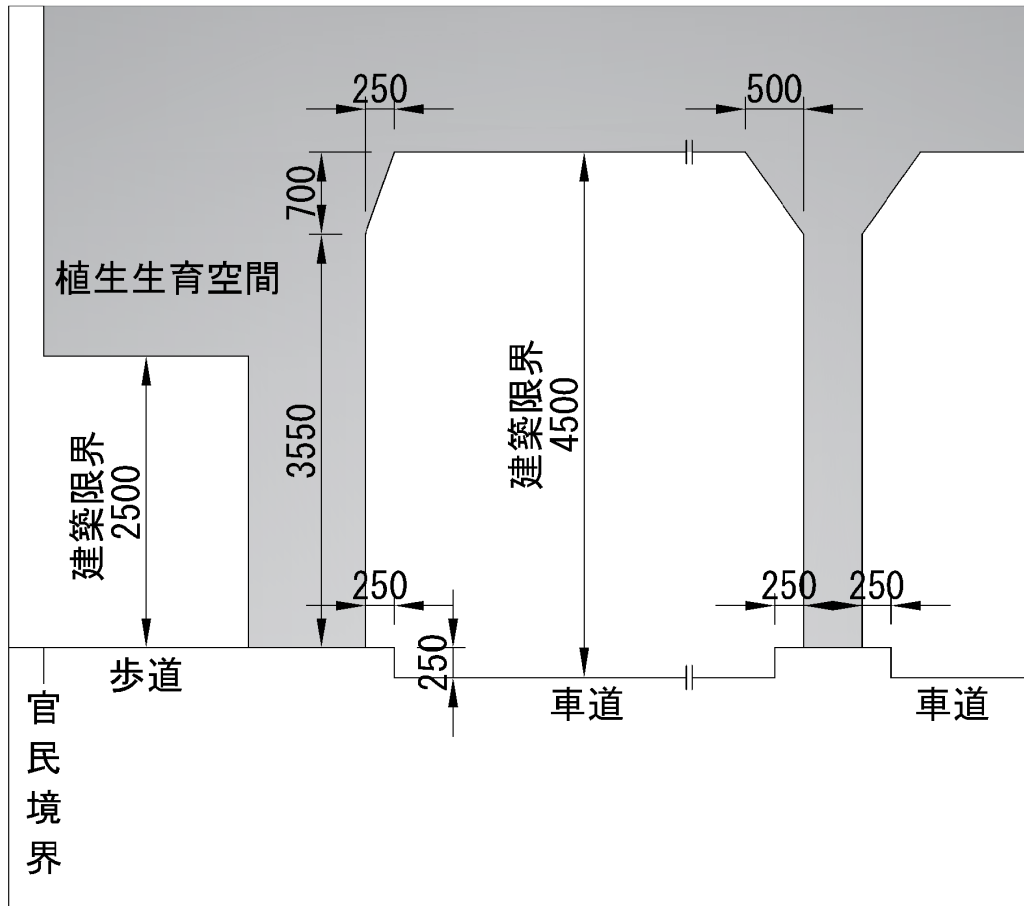
- ・事故防止や道路付帯施設等の機能確保のため、植樹帯や街路樹は、他の構造物等との離隔距離を留意して配置する。
- ・シンボルロードについては景観に配慮した植栽を実施する。
- ・植樹帯等、街路樹の設置においては、道路周辺のみどりの状況を考慮して判断する。（例えば緑地沿いの道路に植樹帯等の必要は無い等）

#### 4. 建築限界

道路に関しては、車道、歩道ともに建築限界が設定されている。

街路樹においても、枝葉が建築限界を除く空間で管理する必要がある。

樹木は生長とともに、樹高や枝張に広がりに変化がみられるため、将来の樹形が建築限界の制限内に収まるよう見据え、樹種の選定、樹形の管理等を行う必要がある。



## 歩道幅員に適した街路樹リスト

### 1. 街路樹の選定基準

街路樹の選定にあたっては、上記に記載の課題、本市の地形的特徴及び樹木の性質を考慮し、以下の基準をもとに選定した。

#### ●維持管理が簡単な樹種

- ・強剪定に強い
- ・根上りしない
- ・病気に強い
- ・耐潮性に優れているもの ※特に沿岸部

※比較的温暖な気候でも育つ樹種を選定

植樹場所：市内の住宅街、幅員の狭い道路など

#### ●景観の形成を目的とした樹種

- ・ある程度の維持管理費をかけてもよい
- ・本市のメイン通りとなる路線に植樹するもの

植樹場所：よこすか海岸通りなど

### 2. 横須賀市の街路樹リスト（別紙、参照）

#### ●言葉の定義

- ・歩道有効幅員：植樹柵を除いた歩道の有効幅員のこと
- ・在庫樹高：植樹する前の樹木の高さ
- ・根上り：街路樹が成長するにつれて根が太くなることで、根が歩道の縁石や舗装を持ち上げ、歩道がでこぼこになること
- ・剪定頻度：街路樹の剪定を行う標準的な頻度
- ・自然樹高：剪定を行わずに成長させたときの樹木の高さ
- ・日照：樹木が好む陽当たり環境
- ・仕入れ：実際に植樹を行うときの費用の目安と仕入れやすさ
- ・常緑樹：幹や枝に1年を通じて、葉がついている樹木  
※葉は定期的に落ちるが、広葉樹のようにいっぺんにたくさん落ちない
- ・広葉樹：秋や乾期になると成葉が枯れて落ち、一定の休眠期間後に再び新葉をだす樹木  
※秋などには落ち葉の清掃が必要であるため、落ち葉の清掃に対し住民の理解が得られない場合は向いていない

#### ●本リストの活用方法

街路樹を入れ替える場合や、新しく道路を整備し街路樹の植樹が必要な場合は、本リストの中から、その道路の特性や住民の意見を考慮し、植樹する街路樹を剪定する。

## 街路樹リスト（抜粋）

- 歩道有効幅員が**2.0m**以上の道路に植樹する樹種

	海岸沿い	交通量が多い	住宅街
常緑樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロガネモチ</li> <li>・モッコク</li> <li>・ホルトノキ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロガネモチ</li> <li>・モッコク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロガネモチ</li> <li>・モッコク</li> </ul>
落葉樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サルスベリ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマボウシ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマボウシ</li> <li>・ハナミズキ</li> </ul>

- 歩道有効幅員が**3.5m**以上の道路に植樹する樹種

	海岸沿い	交通量が多い
常緑樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マテバシイ</li> <li>・ゲッケイジュ</li> <li>・モチノキ</li> <li>・ヤマモモ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マテバシイ</li> <li>・ゲッケイジュ</li> <li>・モチノキ</li> </ul>
落葉樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナンキンハゼ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トウカエデ</li> </ul>